

政府機関からの要請に関するポリシー（Government Requests Policy）

ashoka ritual — グローバル・アーティスト・ネットワーク

2026 年 8 月 8 日

本ポリシーは、政府、裁判所、法執行機関、情報・安全保障機関、規制当局その他の公的機関が ashoka ritual ネットワークに関してユーザー情報または措置を求める要請、要求および命令を artist ritual GmbH がどのように扱うかを説明します。拘束力ある法的義務は私的なポリシーで排除できないことを前提に、法的に可能な最大限の範囲でアーティストとそのデータを保護することを目的とします。

1. 運営者および適用範囲

1.1 本ポリシーは artist ritual GmbH（Hofrichterstrasse 32, 51067 Cologne, Germany）および ashoka ritual に関連して同社が保有または管理するデータに適用されます。

1.2 アカウント情報、本人・登録情報、コンテンツ、当社が利用可能なメッセージ、メタデータ、IP・アクセスログ、端末・セキュリティ情報、請求情報、データ保存、コンテンツ制限およびアカウント措置に関する要請を対象とします。

1.3 法的に許される範囲で、本ポリシーは利用者に対する契約上のプライバシー義務として ashoka ritual の利用規約に組み込まれます。

2. 基本原則：自主的な国家協力を行わない

2.1 artist ritual は民間の国境を越えた文化ネットワークであり、アーティストの特定、コミュニティ分析、関係監視、意見評価または政府目的のユーザーデータセット提供のために国家機関と自主的に協力しません。

2.2 ashoka ritual のユーザーデータを伴う情報共有、監視提携、政治的影響プログラム、人口プロファイリング、政府データプールまたは恒常的法執行アクセスプログラムに自主的に参加しません。

2.3 最終的かつ執行可能な法的義務によってのみ行う開示は「強制的コンプライアンス」であり、自主的協力として扱いません。

3. 国家機関は参加者としてネットワークを利用できない

3.1 国家機関および政府目的で行動する者は、参加者、データ収集者、研究アカウントまたは機関オブザーバーとして ashoka ritual に登録または利用できません。利用規約の定義および真正な私人利用の例外が適用されます。

3.2 適用法および救済権に従い、国家による収集または公的目的で秘匿利用されていると合理的に判断したアカウントを停止・閉鎖できます。

3.3 この契約上のルールは、利用者がオープンなインターネットで意図的に公開したコンテンツを当局が閲覧することを妨げません。

4. 国家または民間委託の世論研究を行わない

4.1 世論調査、政治・思想研究、選挙分析、宣伝効果測定、社会統制研究、心理測定プロファイリング、感情マッピングその他政府または民間委託による類似の意見研究のために、ユーザーデータを自主的に提供しません。

4.2 その目的でユーザーデータを販売、賃貸またはライセンスしません。学術、統計、政策または商業研究として提出された要請でも、その目的がこの禁止に該当すれば拒否します。ただし独立した拘束力ある法令により開示が要求される場合を除きます。

5. 特別アクセス、backdoor または恒常的インターフェースを提供しない

5.1 政府にデータベースへの直接アクセス、ダッシュボード、専用検索ツール、大量フィード、特権 API、隠しアカウント、恒常的傍受、backdoor またはユーザーデータへの優先アクセスを提供しません。

5.2 政府アクセスを容易にするため意図的にセキュリティを弱めたり政府向け鍵エスクローを設けたりしません。すべてのデータがエンドツーエンド暗号化されていると約束するものではなく、禁止対象は意図的な政府アクセス機構です。

6. 要請窓口と認証

6.1 政府要請は mail@artist-ritual.com へ件名「Government Request」で送付し、要請機関、担当者、公式連絡先および法的根拠を明記してください。

6.2 公式政府ドメイン、認証済み電子チャネル、正式送達手続、相互法的援助その他真正性を確認できる方法での送付を求める場合があります。

6.3 要請を送付するだけで、管轄、送達への同意、要請の承認または異議放棄が成立するものではありません。

7. 最低限の法的要件

7.1 要請は、権限ある機関が有効な法的権限に基づいて発し、適法に送達され、artist ritual GmbH を拘束し、十分具体的で、適用される憲法、基本権、データ保護および手続保障に適合しなければなりません。

7.2 特定のアカウントまたは人物、求める情報カテゴリー、対象期間、目的・法的根拠および利用可能な救済を明記する必要があります。「すべてのデータ」、ユーザークラスまたは広範な文化コミュニティの情報を便宜上求める曖昧な要請は受け入れません。

7.3 EU デジタルサービス法（DSA）の対象となる命令については、機関の特定、法的根拠、特定の受取人またはコンテンツ、および必要に応じ必要性・比例性の理由など、法令所定の要素を求めます。

8. 管轄および越境要請

8.1 外国当局による直接の域外執行が有効でない場合、ドイツまたは EU で認められる相互法的援助、司法協力その他の法的仕組みを利用すべきです。

8.2 EU 法で保護される個人データについて、GDPR 第 48 条その他の移転規則を考慮します。外国の裁判・行政判断は、外国で出されたことだけで自動的に執行可能とは扱いません。

8.3 法の抵触、国際礼譲、基本権および移転制限を評価し、要請機関に権限あるドイツまたは EU 当局の命令取得を求める場合があります。

9. 必要性、比例性およびデータ最小化

9.1 要請を狭く解釈します。具体的に対象となり、サービスのため既に収集され、当社が保有・管理し、かつ法的に開示義務がある情報のみ開示します。

9.2 拘束力ある法律が具体的かつ有効に要求し、合法的な争いの余地がない場合を除き、要請を満たすためだけに新たなデータカテゴリー、新規監視、プロフィール、意見推論、顔認識、ソーシャルグラフまたは将来情報の収集を作りません。

9.3 より少ない情報、短い期間、仮名識別子または非コンテンツデータで満たせる場合、範囲縮減を求めます。

10. 拒否、縮減および法的異議

10.1 未認証、正式手続が必要なのに非正式、法的欠陥、過度に広い、不均衡、管轄外、データ保護法に不適合または不十分に特定された要請を拒否、返却または照会します。

10.2 合理的な法的根拠がある場合、範囲縮減、保護条件、司法審査その他の救済を求め、必要に応じ独立弁護士を利用します。

10.3 すべての要請を訴訟で争うことは約束しません。法的根拠、緊急性、利用者リスク、利用可能な救済、費用および争いによって開示を合法的に縮小・防止できる見込みを考慮します。

11. 利用者への通知

11.1 原則として開示前に、要請機関、要請の性質およびデータカテゴリーを含め、影響を受ける利用者へ通知します。ただし、法律で禁止される場合、差し迫った重大な安全リスクを生じる場合または正当な捜査を違法に妨げる場合を除きます。

11.2 通知が一時的に禁止される場合、可能な限り期間短縮を求め、禁止終了後に通知します。ただし引き続き法令上禁止される場合を除きます。

11.3 DSA その他の法令が命令およびその対応効果の通知を要求する場合、必要な情報と利用可能な救済を提供します。

12. 保存要請

12.1 保存要請それ自体は開示を認めません。有効な法令が求める場合、または適正な法的手続を待つ間、信頼できる正式要請に応じて短期間保存することが適法な場合に限り、指定された既存データを保存します。

12.2 保存は特定アカウント、データカテゴリーおよび期間に限定し、監視拡大または新規収集の根拠としません。

13. 緊急要請

13.1 適用法が認め、死亡または重大な身体傷害の差し迫った真の危険があり、その危険に対処するため開示が必要と合理的に判断する場合に限り、通常手続なしで限定的情報を開示できます。

13.2 緊急要請は、危険にある人物、脅威の性質・切迫性、必要情報、通常の手続を時間内に得られない理由および確認用の公式連絡先を示す必要があります。

13.3 独立した拘束力ある法的根拠がない限り、政治活動、抗議、評判、財産のみの問題、一般的犯罪予防、移民執行、意見研究または情報収集には緊急開示を利用しません。

14. 重大な脅威に関する法定通報

14.1 本ポリシーは法律が明示的に要求する通報を妨げません。特に **DSA** が適用され、生命または安全を脅かす犯罪の疑いを生じさせる情報を認識した場合、法定通知義務が生じることがあります。

14.2 その通報は法的目的および必要情報に限定し、**ashoka ritual** を自主的監視パートナーにするものではありません。

15. コンテンツ制限・アカウント措置命令

15.1 削除、無効化、地域制限、保存またはアカウント制限を求める命令について、法的根拠、権限、具体性、地域範囲、必要性、比例性および救済を審査します。

15.2 合法的な命令が地域限定の場合、世界全体への制限を避け、法律が認める場合は最も制限の少ない有効な措置を選択します。

15.3 法的に許可または要求される場合、対象利用者に命令および救済手段を通知します。

16. 大量・集団・網羅的要請

16.1 個別化された法的権限と厳格な必要性なしに、大量アクセス、無差別データセット、特定地域の全利用者、芸術運動の全構成員、ある人物の全連絡先、広範なキーワード該当コンテンツその他の網羅的情報を求める要請に反対します。

16.2 「コミュニティ地図」、アーティストネットワークグラフ、政治・文化的所属の推論、運動、反体制者、活動家または社会集団を特定するためのデータセットを自主的に提供しません。

17. サービス提供者および再委託先

17.1 ユーザーデータを扱うサービス提供者に守秘を求め、契約上・法的に可能な場合は ashoka ritual データに関する政府要請を直接回答せず当社へ回付するよう求めます。

17.2 法律で禁止される場合を除き開示前通知を求め、開示を有効で拘束力ある手続に限定する契約上の約束を求めます。

17.3 セキュリティ、データ保護法および不均衡な国家アクセスリスクを考慮してインフラ・データ所在地を選定します。どのホスティング選択もすべての主権的権限を排除できません。

18. データ・ローカライゼーションと法域からの撤退

18.1 当該国当局のアクセスを容易にすることだけを目的に、自主的にデータをその国へローカライズしません。

18.2 法域での運営に恒常的な国家アクセス、政府 backdoor、体系的な政治監視、国家アクセスと結びついた広範なローカライゼーションその他本ポリシーと重大に両立しない措置が必要な場合、法的に許される範囲で当該地域での提供を行わないか終了できます。

18.3 短期的撤退が法的・実務的に不可能な場合、データ、アクセス、保存を最小化し、合法的な技術的・組織的保護措置を追求します。

19. 記録、アクセス制御および機密性

19.1 政府要請および開示は権限ある担当者が扱い、適切に記録します。内部アクセスは必要性和役割に応じて制限します。

19.2 要請記録は、法令遵守、監査、安全、透明性報告および権利防御に合理的に必要な期間のみ、適用される保存法に従って保持します。

20. 透明性報告

20.1 法的に許され運用上可能な範囲で、受領件数、法域、要請種別、異議および開示を含む政府要請の集計情報を公表する場合があります。

20.2 利用者を違法に特定し、安全を損ない、または有効な秘密保持命令に違反する情報は公表しません。

20.3 利用者を誤解させるまたは法令と衝突する可能性がある場合、法的に正確な報告の代替として「warrant canary」等を用いません。

21. 権利の自主放棄をしないこと／不可能な絶対秘密保証をしないこと

21.1 要請機関の便宜のため、法的異議またはデータ保護を自主的に放棄しません。

21.2 同時に、民間企業は、いかなる状況でもユーザー情報が国家へ「決して」開示されないと真実に保証することはできません。裁判所や当局には契約で排除できない拘束力ある権限があり得ます。したがって当社の約束は法的に可能な最大限です：自主的な国家協力を行わない、厳格に検証する、最小限のみ開示する、合理的に可能な場合は争う、適法な場合は利用者へ通知する、**backdoor** を設けない、実行可能な場合は両立しない法域から撤退する、というものです。

22. 変更、言語版および連絡先

22.1 法令、技術、安全または運用の変更により本ポリシーを更新できます。利用者保護の重大な縮小は法的に必要な場合通知し、以前の拘束的約束に従う既存開示を遡って変更しません。

22.2 各言語版は同一の実質的意味を意図します。強行的現地法が異なる結果を求める場合はそれが優先します。

22.3 政府要請の連絡先：

artist ritual GmbH
Hofrichterstrasse 32
51067 Cologne
Germany
E-mail: mail@artist-ritual.com
件名: Government Request